

函館市中学生学習支援等事業プロポーザルに係る回答

番号	質問事項	回 答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象の生徒は約30名と聞き及んでおりますが、対象生徒については、誰がどのように募集・決定するのでしょうか？また、対象生徒の個別情報はいつまでに選定事業者へ伝えられるのでしょうか？ 	<p>事業実施にあたり、対象となる生徒の募集および決定につきましては当市で実施します。</p> <p>運営者が参加希望の相談等を受けた場合には、市を経由して申し込み等を行うことを説明し、了解を得た上で、市に情報提供し、市が参加の可否を決定します。</p> <p>参加者の個別の情報に関しては、当市で参加を認めた場合、速やかに事業者へ提供し、事業の円滑な運営に努めます。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所要経費の中で購入する備品等について、1個あたりの上限単価は設定されているのでしょうか？ 	<p>当該事業につきましては、生活困窮者自立支援法第6条第4号に基づく事業であり、国の定める協議方針等におきまして、備品購入費は単価30万円以上のものを除き対象としております。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの養育に必要な知識、進学に必要な公的支援の情報提供以外のことで、生徒の保護者に直接的な支援をしなければならない場面は何か想定されていますか？ 	<p>当該プロポーザルの評価基準中の、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な企画力（具体性）について <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の支援対象者の状況に応じた効果的な支援を実施できるか。（具体的な支援の方法）の内容になりますので、提案を行ってください。